



平成 29 年 12 月 7 日

各 位

会社名 株式会社アサツー ディ・ケイ  
代表者名 代表取締役社長 植野 伸一  
(東証第一部 コード番号：9747)  
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 中島 香  
Tel 03 (6830) 3855

ビーシーピーイー マディソン ケイマン エルピーによる当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

記

ビーシーピーイー マディソン ケイマン エルピー (BCPE Madison Cayman, L.P.) (以下、「公開買付者」といいます。) が平成 29 年 10 月 3 日より実施しておりました当社の発行済普通株式 (第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権、第 4 回新株予約権、第 5 回新株予約権、第 6 回新株予約権、第 7 回新株予約権、第 8 回新株予約権、第 9 回新株予約権、第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権 (以下、併せて「本新株予約権」といいます。)) の行使により交付される当社普通株式を含みます。以下、併せて「当社普通株式」といいます。) 及び本新株予約権に対する公開買付け (以下、「本公開買付け」といいます。) が、平成 29 年 12 月 6 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成 29 年 12 月 13 日 (予定) 付で、当社の親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じることとなりますので、併せてお知らせいたします。

#### 1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社アサツーディ・ケイ (証券コード9747) の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

本公開買付けに応募された株券等の数の合計が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

#### 2. 親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

##### (1) 異動予定年月日

平成 29 年 12 月 13 日 (本公開買付けの決済開始日)

## (2) 異動に至った経緯

公開買付者は、平成 29 年 10 月 2 日に本公開買付けを行う旨を公表し、当社は、同日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。本公開買付けは、平成 29 年 10 月 3 日から平成 29 年 12 月 6 日まで実施されましたが、当社は、公開買付者より、本公開買付けにおいて当社普通株式 36,233,119 株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、平成 29 年 12 月 13 日（本公開買付けの決済開始日）付で、当社の総株主等の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の割合が過半数を超えることとなるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。これに伴い、公開買付者の親会社であるビーシーピーイー マディソン ジーピー エルエルシー（BCPE Madison GP, LLC）及びベイン キャピタル インベスターズ エルエルシー（Bain Capital Investors, LLC）も、公開買付者を通じて当社普通株式を間接的に保有することとなるため、当社の親会社に該当することとなります。

また、当社は、公開買付者より、当社の主要株主である筆頭株主であったダブリューピーピー インターナショナル ホールディング ビーヴィ（WPP International Holding B.V.）が、その所有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募した旨の連絡を受けており、その結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、平成 29 年 12 月 13 日付で当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、また、その他の関係会社であったダブリューピーピー ピーエルシー（WPP plc）がその他の関係会社に該当しないこととなります。

## (3) 異動する株主の概要

### ① 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名 称	ビーシーピーイー マディソン ケイマン エルピー (BCPE Madison Cayman, L.P.)
(2) 所 在 地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-1104、アグランド・ハウス、私書箱 309 (PO Box 309, Ugland House, KY1-1104, Grand Cayman, Cayman Islands)
(3) 設 立 根 拠 等	公開買付者は、ケイマン諸島法に基づき組成及び登録されたりミテッド・パートナーシップです。
(4) 組 成 目 的	主に当社に投資することを目的として組成されたものです。
(5) 組 成 日	平成 29 年 7 月 27 日
(6) 出 資 の 総 額	0 円
(7) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	100% ビーシーピーイー マディソン ホールディングス ケイマン エルピー (BCPE Madison Holdings Cayman, L.P.)

	公開買付者の有限責任組合員です。	
(8) 業務執行組合員の概要	名称	ビーシーピーイー マディソン ジーピー エルエルシー (BCPE Madison GP, LLC)
	所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-1104、アグランド・ハウス、私書箱 309 (PO Box 309, Ugland House, KY1-1104, Grand Cayman, Cayman Islands)
	代表者の役職・氏名	(社員) ベイン キャピタル インベスターズ エルエルシー (Bain Capital Investors, LLC)  (代表者) マネージング・ディレクター (Managing Director) : ジョン・コナトン (John Connaughton)
	事業内容	投資業
	出資の総額	0円
(9) 国内代理人の概要	名称	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 井上 聡
	所在地	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
(10) 上場会社と公開買付者の関係		
	資 本 関 係	該当ありません
	人 的 関 係	該当ありません
	取 引 関 係	該当ありません
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当ありません

②新たに親会社に該当することとなる者の概要

(1) 名 称	ビーシーピーイー マディソン ジーピー エルエルシー (BCPE Madison GP, LLC)
(2) 所 在 地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-1104、アグランド・ハウス、私書箱 309 (PO Box 309, Ugland House, KY1-1104, Grand Cayman, Cayman Islands)
(3) 代表者の役職・氏名	(社員) ベイン キャピタル インベスターズ エルエルシー (Bain Capital

	Investors, LLC)  (代表者) マネージング・ディレクター (Managing Director) : ジョン・コナトン (John Connaughton)
(4) 事業内容	投資業
(5) 出資の総額	0円
(6) 設立年月日	平成29年9月13日
(7) 純資産	該当ありません(注)
(8) 総資産	該当ありません(注)
(9) 大株主及び持株比率	100% ベイン キャピタル インベスターズ エルエルシー
(10) 上場会社と当該株主の関係	
資本関係	該当ありません
人的関係	該当ありません
取引関係	該当ありません
関連当事者への 該当状況	該当ありません

(注) 当社は、ピーシーピーイー マディソン ジーピー エルエルシーより、会社法の規定に基づく計算書類等に準ずるものは、同社の設立準拠法であるデラウェア州の法令又は慣行により作成することとされていない旨の説明を受けております。

### ③新たに親会社に該当することとなる者の概要

(1) 名称	ベイン キャピタル インベスターズ エルエルシー (Bain Capital Investors, LLC)
(2) 所在地	アメリカ合衆国、マサチューセッツ州、ボストン市、クラレンドン ストリート200 (200 Clarendon Street, Boston, MA 02116, USA)
(3) 代表者の役職・氏名	マネージング・ディレクター (Managing Director) ジョン・コナトン (John Connaughton)
(4) 事業内容	投資業
(5) 出資の総額	0円
(6) 設立年月日	平成12年5月11日
(7) 純資産	該当ありません(注)
(8) 総資産	該当ありません(注)
(9) 大株主及び持株比率	該当ありません

(10) 上場会社と当該株主の関係	
資 本 関 係	該当ありません
人 的 関 係	該当ありません
取 引 関 係	該当ありません
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当ありません

(注) 当社は、ペインキャピタル・インベスターズ・エルエルシーより、会社法の規定に基づく計算書類等に準ずるものは、同社の設立準拠法であるデラウェア州の法令又は慣行により作成することとされていない旨の説明を受けております。

④その他の関係会社に該当しないこととなる者の概要

(1) 名 称	ダブリューピーピー ピーエルシー (WPP plc)
(2) 所 在 地	英国ロンドン W1J5RJ、ファームストリート 27 (27 Farm Street, London W1J 5RJ, UK)
(3) 代表者の役職・氏名	チーフ・エグゼクティブ・オフィサー サー・マーティン・ソレル (Chief Executive Officer Sir Martin Sorrell)
(4) 事 業 内 容	広告業

⑤主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名 称	ダブリューピーピー インターナショナル ホールディング ビーヴ ィ (WPP International Holding B.V.)
(2) 所 在 地	オランダ王国ロッテルダム 3072DB、ラーン・オブ・ザイト 167 (Laan op Zuid 167, 3072 DB Rotterdam, the Netherlands)
(3) 代表者の役職・氏名	マネージング・ディレクター エー・ヴァン・ヘウレン・マルダー (Managing Director A. van Heulen-Mulder)
(4) 事 業 内 容	株式保有

(4) 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び所有割合

① ビーシーピーイー マディソン ホールディングス ケイマン エルピー

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算所有分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び 主要株主であ	362,331 個 (87.53%)	—	362,331 個 (87.53%)	第 1 位

	る筆頭株主				
--	-------	--	--	--	--

② ビーシーピーイー マディソン ジーピー エルエルシー

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算所有分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社（当社株式の間接保有）	—	362,331 個 (87.53%)	362,331 個 (87.53%)	—

③ ベイン キャピタル インベスターズ エルエルシー

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算所有分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社（当社株式の間接保有）	—	362,331 個 (87.53%)	362,331 個 (87.53%)	—

④ ダブルユーピーピー ピーエルシー

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算所有分	合計	
異動前	その他の関係会社	—	103,311 個 (24.96%)	103,311 個 (24.96%)	—
異動後	—	—	—	—	—

⑤ ダブルユーピーピー インターナショナル ホールディング ビーヴィ

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算所有分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主	103,311 個 (24.96%)	—	103,311 個 (24.96%)	第1位
異動後	—	—	—	—	—

(注) 異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、当社が平成29年11月21日に提出した第63期第3四半期報告書に記載された平成29年9月30日時点の発行済株式総数(41,755,400株)から、当社が平成29年11月13日に提出した「平成29年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成29年9月30日時点の当社が所有する自己株式数(360,005株)を除いた数(41,395,395株)に係る議決権の数(413,953個)に占める割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同様とします。

#### (5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、ビーシーピーイー マディソン ジーピー エルエルシーは当社の非上場の親会社等として開示対象となる予定です。なお、ビーシーピーイー マディソン ジーピー エルエルシーは現地の設立準拠法上、計算書類を作成していないとのことです。

### 3. 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社普通株式36,233,119株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより、当社普通株式の全てを取得できなかったことから、平成29年10月2日付当社プレスリリース「ベインキャピタルによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の一連の手続に従って、当社普通株式の全て(但し、当社が所有する自己株式及び公開買付者が所有する当社普通株式を除きます。)を取得することを予定しているとのことです。

その結果、当社普通株式は株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、平成29年10月2日付当社プレスリリース「配当予想の修正に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、平成29年10月2日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、平成29年2月14日に公表した配当予想を修正し、平成29年12月期の期末配当を実施しない旨を決議しておりました。上記のとおり、本公開買付けの成立によって条件が充足されましたので、当社は、平成29年10月2日付「配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、平成29年12月31日を基準日とした期末配当を実施しない予定です。配当予想の修正の詳細については、平成29年10月2日付「配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、当社は、公開買付者より、Bain Capital Private Equity, L.P. 及びそのグループがWPP plc 及びそのグループ会社(以下、「WPPグループ」と総称します。)との間で平成29年11月21日付で基本合意書を締結し、本公開買付けに係る決済開始日に、WPPグループが当社に対する仲裁申立て及び仮処分命令申立てを取り下げるとともに、資本・業務提携に関するWPPグループと当社との間の既存の合意が全て終了されること等について合意した旨の連絡を受けております(詳細については、平成29年11月21日付当社プレスリリース「当社の株券等に対する公開買

付けにおける WPP グループの応募及び提携関係解消の合意について」をご参照下さい。)。これらの点について、今後、開示すべき事実が発生した場合は、速やかに開示いたします。

以上

(添付資料)

株式会社アサツーディ・ケイ（証券コード 9747）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

各 位

団体名 BCPE Madison Cayman, L.P.  
BCPE Madison GP, LLC(ジェネラルパートナー)  
代表者名 Bain Capital Investors, LLC(上記メンバー)  
Managing Director John Connaughton

## 株式会社アサツー ディ・ケイ (証券コード 9747) の株券等に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

ビーシーピーイー マディソン ケイマン エルピー (BCPE Madison Cayman, L.P.) (以下、「公開買付者」といいます。) は、平成 29 年 10 月 2 日、株式会社アサツー ディ・ケイ (コード番号 9747、株式会社東京証券取引所 (以下、「東京証券取引所」といいます。) 市場第一部上場、以下、「対象者」といいます。) の発行済みの普通株式 (本新株予約権 (以下において定義します。) の行使により交付される対象者の普通株式を含みます。以下、「対象者普通株式」といいます。) 及び新株予約権 (第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権、第 4 回新株予約権、第 5 回新株予約権、第 6 回新株予約権、第 7 回新株予約権、第 8 回新株予約権、第 9 回新株予約権、第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権 (それぞれ以下において定義します。) をいい、以下、併せて「本新株予約権」といいます。) を金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下、「法」といいます。) による公開買付け (以下、「本公開買付け」といいます。) により取得することを決定し、平成 29 年 10 月 3 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 29 年 12 月 6 日をもって終了いたしましたので、その結果について、下記のとおりお知らせいたします。なお、本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

### 1. 買付け等の概要

#### (1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 ビーシーピーイー マディソン ケイマン エルピー  
所在地 ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-1104、アグランド・ハウス、私書箱 309

#### (2) 対象者の名称

株式会社アサツー ディ・ケイ

#### (3) 買付け等に係る株券等の種類

##### ①普通株式

##### ②新株予約権

(i)平成 25 年 5 月 13 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (対象者取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとされているもの。以下、「第 2 回新株予約権」といいます。)

(ii)平成 25 年 5 月 13 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (対象者上席執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとされているもの。以下、「第 3 回新株予約権」といいます。)

(iii)平成 26 年 8 月 12 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (対象者取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとされているもの。以下、「第 4 回新株予約権」といいます。)

(iv)平成 26 年 8 月 12 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (対象者執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとされているもの。以下、「第 5 回新株予約権」といいます。)

(v)平成 27 年 8 月 13 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (対象者取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとされているもの。以下、「第 6 回新株予約権」といいます。)

(vi)平成 27 年 8 月 13 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 (対象者執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとされているもの。以下、「第 7 回新株予約権」といいます。)

- (vii)平成 28 年 8 月 12 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（対象者取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとされているもの。以下、「第 8 回新株予約権」といいます。）
- (viii)平成 28 年 8 月 12 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（対象者執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとされているもの。以下、「第 9 回新株予約権」といいます。）
- (ix)平成 29 年 8 月 10 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（対象者取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとされているもの。以下、「第 10 回新株予約権」といいます。）
- (x)平成 29 年 8 月 10 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（対象者執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションとされているもの。以下、「第 11 回新株予約権」といいます。）

#### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
41,623,579(株)	20,785,200(株)	—(株)

(注 1) 本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下、「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(20,785,200 株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(20,785,200 株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である 41,623,579 株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成 29 年 8 月 10 日に提出した第 63 期第 2 四半期報告書に記載された平成 29 年 6 月 30 日時点の発行済株式総数(41,755,400 株)から、対象者が平成 29 年 8 月 10 日に提出した「平成 29 年 12 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下、「対象者平成 29 年 12 月期第 2 四半期決算短信」といいます。)に記載された平成 29 年 6 月 30 日時点の対象者が所有する自己株式数(366,121 株)を控除した株式数(41,389,279 株)に、平成 29 年 6 月 30 日時点の本新株予約権(合計 2,343 個。なお、対象者によれば、対象者が平成 29 年 3 月 30 日に提出した第 62 期有価証券報告書(以下、「対象者第 62 期有価証券報告書」といいます。)に記載された平成 29 年 2 月 28 日時点の新株予約権(合計 2,343 個)は、平成 29 年 6 月 30 日時点で変動はないとのことです。)の目的となる対象者普通株式の数(合計 234,300 株)を加えた株式数(41,623,579 株)になります。

(注 3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い、公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 4) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により交付される対象者普通株式についても本公開買付けの対象としております。

#### (5) 買付け等の期間

##### ① 届出当初の買付け等の期間

平成 29 年 10 月 3 日(火曜日)から平成 29 年 12 月 6 日(水曜日)まで(44 営業日)

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

#### (6) 買付け等の価格

① 普通株式 1 株につき金 3,660 円

② 新株予約権 本新株予約権 1 個につき金 1 円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数(36,233,119 株)が買付予定数の下限(20,785,200 株)に達しましたので、公開買付開始公告(その後提出された公開買付開始公告の訂正の公告、公開買付

条件等の変更の公告及び公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせにより訂正された事項を含みます。以下同じです。)及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。)第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。)第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 29 年 12 月 7 日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	36,233,119(株)	36,233,119(株)
新株予約権証券	—(株)	—(株)
新株予約権付社債券	—(株)	—(株)
株券等信託受益証券 ( )	—(株)	—(株)
株券等預託証券 ( )	—(株)	—(株)
合計	36,233,119(株)	36,233,119(株)
(潜在株券等の数の合計)	(—株)	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	362,331 個	(買付け等後における株券等所有割合 87.05%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合—%)
対象者の総株主等の議決権の数	412,990 個	

(注 1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 29 年 11 月 13 日に提出した第 63 期第 3 四半期報告書(以下、「対象者第 63 期第 3 四半期報告書」といいます。)に記載された平成 29 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数(1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、対象者の発行している全ての普通株式及び全ての新株予約権を公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 63 期第 3 四半期報告書に記載された平成 29 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数(41,755,400 株)から、対象者平成 29 年 12 月期第 2 四半期決算短信に記載された平成 29 年 6 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数(366,121 株)を控除した株式数(41,389,279 株)に、平成 29 年 6 月 30 日時点の本新株予約権(合計 2,343 個。なお、対象者によれば、対象者第 62 期有価証券報告書に記載された平成 29 年 2 月 28 日時点の新株予約権(合計 2,343 個)は、平成 29 年 6 月 30 日時点で変動はないとのこと。)の目的となる対象者普通株式の数(234,300 株)を加えた株式数(41,623,579 株)に係る議決権の数(416,235 個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算  
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日  
平成29年12月13日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、対象者普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は対象者普通株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式及び公開買付者が所有する対象者普通株式を除きます。)を取得することを企図しておりますので、その場合には、対象者普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上